

令和7年度 安全報告書



瀬戸内海交通株式会社

輸送の安全に関する基本的な方針

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全を確保するため、関係する法令及び安全管理規定を遵守します。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置または予防措置を講じること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

令和7年度目標及び目標の達成状況

(1) 重大事故発生件数

目標件数	発生件数	死傷者(死亡者)
0 件	0 件	0 名(0 名)

(2) 有責事故発生件数

目標 3 件以下 結果 0 件

令和 5 年度有責事故発生件数	0 件
令和 6 年度有責事故発生件数	0 件

令和7年度安全目標

- (1) 事故発生件数 3 件以下
- (2) 有責事故発生件数 3 件以下
- (3) 重大事故発生件数 0 件

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和7年度は自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生しませんでした。

該 当 項 目	件 数
車両火災（自動車事故報告規則第2条第1号に該当するもの）	0件
重大事故（自動車事故報告規則第2条第1号に該当するもの）	0件
健康起因（自動車事故報告規則第2条第1号に該当するもの）	0件
車両故障（自動車事故報告規則第2条第1号に該当するもの）	0件

行政処分後の改善状況等

令和7年度における行政処分はありません。

輸送の安全に係る情報の伝達体制

営業所員 → 統括営業所長 → 専務取締役 → 代表取締役

安全総括管理者に係る情報

安全総括管理者 業務課長 藤原学文

安全管理規定

安全管理規定は別紙の通り

輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ・ 交通安全運動関係(春・秋・年末年始)
- ・ 事故防止管理者会の開催(月 1 回開催)
- ・ デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーの導入
- ・ 運行管理者による添乗指導
- ・ 新入社員研修・危険予知トレーニング講習の開催
- ・ 有責事故惹起者への教育
- ・ テロ・バスジャック対策に関する貼り紙(主要停留所)
- ・ 高齢者疑似体験・認知症サポーター研修の開催
- ・ 安全装置がついた車両の購入
- ・ 高性能アルコールテッカーの導入

輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

1. 乗務員の教育

- ・各月ごとに教育指導事項を設定し、点呼時に乗務員へ徹底を図る。
- ・適性診断(N A S V A ネット)を受診し自分の特性を知り、安全運転に生かす。
- ・愛媛県バス協会主催の研修に参加し、普通救命講習を受講。
(A E D 自動体外式除細動器)の操作方法取得)
- ・高齢者擬似体験・認知症サポーター養成講座を受講(1月開催)
- ・有責事故惹起者講習の開催(社外講師による講習)
- ・新入社員教育の実施(入社日より1ヶ月間行う)
- ・高速道路教習
- ・チェーン脱着講習

2. 運行管理者の教育

- ・基礎講習の受講
- ・2年に1回受講を義務付けられている運行管理者一般講習の受講
- ・運行管理者試験を受験(令和8年3月末時点資格者10名)
- ・各種講習会への参加

輸送の安全に係る内部監査

1. 内部監査

令和8年2月に専務取締役・安全統括管理者で実施、問題は見つからなかった。